

ちょっとためになる申告の情報をお届けします♪

## 「リリーフ通信・記帳の教室」

### 「経費」について

皆様こんにちは、今回からは皆様も気になる経費について確認していきたいと思います。

まず「経費」とは、事業を行っていくうえで掛かってくる費用のことをいいます。よって、経費として処理されるものは、事業に関係してくるものが前提となっています。生活費用は経費にはならないので気を付けましょう。ただし、車のガソリン代のように事業活動とプライベートの双方で掛かり区別できないものについては、事業での使用割合に応じて、一部分が経費となります。(細かい内容等は、また来月号のリリーフ通信に記載していきたいと思います)

経費とするためには領収書、請求書、クレジット明細等が必要になってきます。事業活動で使用するものを購入した時や、会議や打ち合わせ等で飲食した場合などに領収書等をお店側から受け取れますが、その領収書等を保存しておきましょう。

領収書等を保存しておかないと、いつ、どこで、いくら使用したかがわからないですよね。これらが、わからないと帳簿に記帳することが出来ません。また、支払を証明するという点で保存しておく必要があります。

飲食費等で事業での飲食かプライベートでの飲食かを忘れないために、事業でのものはレシートの空いているところなどに、「誰と、何のために」と用途をメモしておきましょう。(例「〇〇さんと打ち合わせ」など)

よくレシートではダメですか?との問い合わせがありますが、日付、支払先、金額がレシートに記載されていれば大丈夫ですので、わざわざ別で領収書をもらう必要はありません。ただ、お店によっては、日付と金額のみしか書いてないレシートなどありますので、そのような時は領収書をもらいましょう。

また、セプテムメンバーの皆様の中には新たにセプテム活動(事業活動)を始めようとする方が多くいらっしゃると思いますが、その方々には、領収書、請求書、クレジット明細等を保存していただくようにお伝えください。やはり、最初のうちは捨ててしまったというケースが多いのです。(・\_・;)

これから、確定申告の時期が近づいてきますが、申告に向けて最初は何すればよいのかわからないものです。そのような方々がいらっしゃいましたら是非弊社に電話等してください。皆様のお手伝いをさせていただけるかと思えます。よろしく願いいたします。

不明な点等ありましたら、リリーフまでお気軽にお問い合わせ下さい。

(株)リリーフは“いつまでも賢い人生を送る”皆様の応援団です♪

(株)リリーフ 記帳の教室事業部 担当：丸山豊正

〒462-0853 名古屋市北区志賀本通2-13 名城ラポビル4F

T E L : 052-912-2180 F A X : 052-912-2182

mail : simada4f@po.mirai.ne.jp

【相談依頼書】 F A X : 052-912-2182

なまえ

ところ

でんわ

メール

【相談内容】